

# 第53回秋田県農業委員大会資料

日 時：平成21年11月4日（水）  
午後1時 開会

場 所：秋田市文化会館

主 催 秋 田 県 農 業 会 議

共 催 市 町 村 農 業 委 員 会

# 大 会 議 案

## 【議案第1号】

### 水田の有効活用による農業経営の確立と食の安全に関する要請(案)

新政府においては、その政権公約でもある農畜産物の生産費と販売額との差額を基本とする「戸別所得補償制度」の導入に向けた検討を進めるなど、米の生産調整を柱とするこれまでの農業政策の大きな転換を図ろうとしているが、地域農業の担い手が、これまで持続してきた経営に支障を来たすことなく、今後とも、意欲と誇りを持って農業経営に取り組んでいくことができる条件を整備することが極めて重要である。

一方、食を巡っては、輸入農畜産物のみならず、国産農畜産物についても、その安全性に対する国民の不信感は依然として払拭されておらず、食の安全と消費者の信頼の確保に努めていくことが求められている。

よって、政府・国会は、米の所得補償制度の創設や食品の品質表示等の施策を推進し、もって水田の有効活用による農業経営の確立と食の安全が確保されるよう強く要請する。

#### 1. 米の所得補償制度の創設

認定農業者等の担い手は、農産物の付加価値を高めたりコストの低減に取り組むなど、様々な経営努力を行っているが、米価の低迷や高値が続く生産資材等の負担により、農業経営の持続が困難な状況に置かれている。

このため、将来にわたり、稲作農業経営者が意欲を持って農業経営に取り組むことができるよう、生産調整を堅持し、十分な収入の確保が可能な米の所得補償制度を導入すること。

## 2. 水田フル活用対策の拡充

### (1) 水田フル活用対策の充実強化

「水田フル活用元年」として、平成21年から実施されている水田等有効活用促進対策は、水田農業が中心の本県農業にとって効果的な取組として活用されているため、平成22年度以降においても本対策を継続するとともに、助成金の増額を図ること。

### (2) 米粉用米、飼料用米等の活用による需要拡大

米の消費が低迷する中、水田を維持・有効利用する観点から、米粉用米や飼料用米などへの作付けを誘導する施策が講じられているが、米の需要拡大を一層進めるための施策を充実強化すること。

また、米粉パンや米粉麺の拡大等による米消費拡大対策を充実すること。

## 3. 米の備蓄政策の見直し

政府米の備蓄方式については、現在の回転備蓄方式（備蓄後に主食用として販売）を改め、棚上げ備蓄方式（備蓄後に非主食用の米粉として販売）とするなど、その方式を早急に検討し、生産調整実施者がメリットを享受できる制度とすること。

## 4. 食品表示制度の見直し等による食の安全の確保

### (1) 加工食品における原産国表示の見直し

消費者の商品選択の際に必要な情報を提供する食品表示制度については、輸入農畜産物についてすべて、原産国表示が義務づけられているものの、加工食

品については、原産国表示が乾燥野菜や調味食肉など20食品群に限られていることから、食の安全・安心を確保し、国内農産物の消費拡大を図るためにも、加工食品の品質表示基準を見直すこと。

## (2) 玄米・精米品質表示基準の見直し

JAS法上の精米の販売において、「単一原料米」では、「産地」、「品種」、「産年」のいわゆる「3点セット表示」が義務付けられているものの、「複数原料米」では、当該「3点セット表示」が義務付けられておらず、消費者ニーズへの対応が十分でないことから、「複数原料米」についても、「単一原料米」と同様の表示基準となるよう見直しを行うこと。

## 5. WTO農業交渉、EPA・FTA交渉への適切な対応

### (1) WTO農業交渉対策

多様な農業の共存を基本理念として、引き続き、国内農業に悪影響を及ぼさないよう、上限関税の設定に反対するとともに、重要品目の数の確保に十分な配慮を払い粘り強く交渉を行うこと。

また、ミニマム・アクセス米については、国際的な食料価格の上昇や需給ひっ迫を考慮し、そのあり方に関して廃止も含めて見直しをすること。

### (2) EPA・FTA交渉対策

日豪EPA交渉や日米FTA交渉では、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないようにすること。

## 優良農地の確保・利用集積の推進と農村地域活性化対策に 関する要請(案)

食料の多くを海外に依存するわが国においては、国内の食料供給力を高めるため、優良農地を確保しその有効利用を図るとともに、担い手への面的集積を進めることが重要となっている。

こうした中で、農地法等の改正により、「平成の農地改革」とも称される新たな農地制度が動き出そうとしているが、農業者や農業法人等の理解のもと、そのシステムの地域への速やかな定着を図っていくことが不可欠となっている。

また、農村地域においては過疎化や高齢化が進み、地域における農業後継者などの若者の流出が続いているが、そうした傾向に歯止めをかけ、集落機能を維持していくことも大きな課題となっている。

このため、政府・国会は、農地の有効利用・面的集積対策の充実強化と併せ、中山間地域等における農地・水・環境保全対策などの更なる推進が図られるよう要請する。

### 1. 農地の有効利用・面的集積対策の充実強化

#### (1) 遊休農地解消の取組への支援

農地法が改正され、すべての遊休農地についての利用が義務付けられたところであるが、遊休農地を再生・利用する取組を一層促進するため、「耕作放棄地再生利用緊急対策」等の拡充を図ること。

## (2) 農地の面的集積対策の推進

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地の利用集積を促進するための「農地利用集積円滑化事業」が創設されたところであるが、この事業の効果的な運用を期するためには、農地の出し手・受け手双方に対するメリット措置が必要であることから、奨励金を含めた助成制度の充実・強化に努めること。

また、中山間地域においては、農地の小区画・分散が担い手への農地流動化の阻害要因となっていることから、農家負担の軽減を図りながら、地域の実情に応じた圃場整備を推進すること。

## 2. 贈与税納税猶予など農地税制の見直し

農地にかかる相続税の納税猶予制度については、今般の農地法の改正に伴い、その見直しが行われたところであるが、贈与税についても同様に、納税猶予制度を見直しすること。

## 3. 農業委員会の体制整備・強化への支援

今回の農地法等の改正に伴い、農業委員会の担う許認可等の業務と役割が質・量ともに増大している。この新しい農地制度が、透明性、公正・公平性をもって運用され、改正法の目的を達成するためには、現場で制度を担う農業委員会の活動に対する支援と体制整備が極めて重要であることから、事務局体制の整備・強化を含め、農業委員会の活動予算の大幅な増額を図ること。

#### 4. 中山間地域等における農地・水・環境保全対策等の推進

##### (1) 中山間地域等直接支払い交付金単価の引き上げ

「中山間地域等直接支払い制度」は、農業生産活動の継続を通じた多面的機能の確保等に大いに貢献していることから、平成22年度以降も継続し、交付単価の引き上げ措置を講ずるとともに、対象農用地についても実態に応じた柔軟な運用を図ること。

##### (2) 農地・水・環境保全向上対策の充実

農地・水・環境保全向上対策は、耕作放棄地が増加傾向にある中で、中山間地域の活性化を図るうえで極めて重要な施策として地域に定着していることから、その拡充と更なる活動・運用の緩和措置と事業期間の延長を図ること。



## 【議案第3号】

### 「輝ける秋田の農業・農村づくり運動」推進の申し合わせ(案)

農業委員会活動における農地・担い手対策や農業・農村の活性化対策に重点を置いた取組みを徹底するため、本年度から、組織運動「輝ける秋田の農業・農村づくり運動」を展開している。

今般、農地法等が改正され、農業委員会には農村現場への制度の普及浸透と、その適正かつ円滑な運用に向け、その体制整備と取組みの強化を着実に図っていくことが求められている。

このため、われわれ農業委員は、新たな農地制度の現場における適正かつ円滑な取組と「輝ける秋田の農業・農村づくり運動」を着実に進めるため、一層の強化を図ることをここに申し合わせ、決議する。

#### 1. 目に見える農業委員会活動の展開

「今こそ その力を！ 農業委員は地域農業の推進役」をスローガンに、地域に密着した世話役活動に取り組むとともに、

- 一 遊休農地の発生防止・解消と優良農地の確保に向けた「農地リサイクルキャンペーン」
  - 一 担い手の確保・経営確立に向けた「女性パワー全開キャンペーン」
  - 一 農業・農村の活性化に向けた「菜の花作付け1・1キャンペーン」
- を地域と一体となって展開しよう。

## 2. 農地制度等の普及浸透と適正執行の推進

新たな農地制度について、地域の農業者をはじめ関係者への普及浸透に取り組むとともに、農業委員会の事務局体制の強化に向けて、関係機関への働きかけを進めよう。

また、新たな農地制度の適正かつ円滑な運用に向けて、農業委員自らの意識改革を進め、農業委員会活動の一層の活性化を図ろう。

## 3. 農地パトロールの実施による遊休農地発生防止・解消対策の強化

農地パトロールによる地域の農地利用の総点検を行い、遊休農地の発生防止・解消と優良農地の確保に努めよう。

## 4. 担い手への農地利用集積等の推進

移動農業委員会や集落座談会、戸別訪問等日常の農業委員会活動を強化し、担い手の確保・育成や面的集積など担い手への農地利用集積を推進しよう。

## 5. 認定農業者等担い手の確保・育成の推進

担い手の農業経営改善計画の作成に対する支援・協力を徹底するとともに、認定農業者等の経営管理能力向上や計画達成に向けた支援に努めよう。

また、集落営農の組織化・法人化を推進し、担い手不足の解消を図り地域農業を維持・発展させよう。

## 6. 農業者年金への加入推進

認定農業者や女性農業者、青年農業者など、地域の多様な担い手に対し、農業者年金制度のメリットをPRするなど加入推進に努め、新規加入者等の増加を図ろう。

## 7. 情報活動の強化

農業に関する制度や施策を地域の農業者にわかりやすく理解してもらうため、「全国農業新聞」や「全国農業図書」の普及・活用を通じた情報活動を強化しよう。

【議案第4号】

第53回秋田県農業委員大会決議  
実行運動計画(案)

第53回秋田県農業委員大会で決議された、要請事項の確実な実現を期するため、次により要請活動を行う。

1. 決議事項を要請書に作成し、速やかに政府、国会並びに関係当局に対し要請する。
2. 12月2日(水)農業会議会長・副会長及び地区農業委員会会長が衆・参両議員会館に赴き、県選出国會議員に対する要請活動を行う。
3. 以上に掲げるほか、全国農業会議所が主催する平成22年度の農林・農委予算確保対策活動などに参加し、要請運動を行う。

大 会 宣 言

# 大 会 宣 言 (案)

今般、「平成の農地改革」とも言われる農地法等の大改正が行われたところであるが、新たな法律が地域にしっかりと根を下ろし、これからの農業者の経営安定と発展に十分活かされるよう、農業委員会組織に対しては、内外から大きな期待と注目が集まっており、今後ともその責務をしっかりと果たすことが求められている。

また、新たな政権が誕生し、「戸別所得補償制度」の創設など、今後の農業政策において様々な変革が予想されている折、私たち農業委員は、農業者の代表として、農業者の利益を第一に、今後の国の動きに細心の注意を払いながら、活動を展開していかねばならない。

このため、現在取り組んでいる組織運動、「輝ける秋田の農業・農村づくり運動」を引き続き実施し、農地の監視活動等を通じた農地の有効利用や担い手の経営支援などを推進していくことが重要となっている。

本日、ここに、第53回秋田県農業委員大会を開催し、主要な課題に対して、農業者の声を反映させた要請事項を決議し、組織活動の実践に関して申し合わせたところである。

よって、同志の結集による本大会の開催を契機に、農業委員一人ひとりが改めて決意を新たにし、農業・農村の振興と発展のために、地域のよき相談役・理解者として行動することを、ここに宣言する。

平成21年11月4日

第53回秋田県農業委員大会

## 第52回大会決議事項の経過概要

## 第52回秋田県農業委員大会決議事項の経過概要

I. 平成20年10月31日、にかほ市で開催した第52回秋田県農業委員大会で決議された議案は、

議案第1号 「持続可能な農業経営の確立」に関する要請

議案第2号 「秩序ある農地制度・政策」に関する要請

議案第3号 「輝ける秋田の農業・農村づくり運動の推進」に関する申し合わせの3議案であった。

II. 第52回秋田県農業委員大会終了後の決議事項の取り扱いについて

大会において決議された議案第1号、第2号の要請書を作成し、国並びに各関係機関に要請するとともに、平成20年12月3日・東京で開催された全国農業委員会会長代表者集会に合わせて、各市町村農業委員会会長の代表者など30名が県選出国會議員に要請した。

また、平成21年5月28日・東京で開催された全国農業委員会会長大会終了後、各市町村農業委員会会長など40名がチサンホテル浜松町で県選出国會議員との要請集会を開催し、「食料の安定供給と農業の持続的発展に関する要請（①食料の安定供給と生産支援、②意欲ある農業者のための持続可能な経営対策、③米の所得保障制度の創設、④米生産調整実施者へのメリット措置の充実強化、⑤米備蓄制度の見直し、⑥WTO農業交渉等への対応、⑦農地情報の共有化への支援、⑧農業委員会の運営対策）」及び「全国農業委員会会長大会の決議事項」について要請を行った。

III. 大会決議事項の要請結果について

1. 議案第1号 「持続可能な農業経営の確立」に関する要請

(1) 担い手の経営安定対策の充実について

要請内容は、①水田経営所得安定対策の充実②生産資材の高騰対策③食料の安全保障の確立であった。

①については、前年度の市町村特認の導入以降、認定農業者に関わる制度の変更はない。今後は来年度から始まる戸別所得補償制度について対象者も含めた内容について注視していく必要がある。

②については、生産資材が高騰する中で20年度の補正予算事業として措置された肥料・燃料高騰緊急対策においてその対応を進めているところである。



③については、国内自給率の向上を目指し、国内における食料供給力の強化のため水田等有効活用自給力強化向上総合対策等が措置されたところである。平成22年度予算概算要求には、戸別所得補償制度のモデル対策のひとつとしての水田利活用自給力向上対策事業や食の安全の確保対策が明示されており、持続可能な農業経営が期待される。

## (2) 米政策改革推進対策の確立について

要請内容は、①米の所得保障制度の導入、②生産調整実施者のメリット強化、③備蓄政策の見直し、④米粉、飼料用米等の活用による需要拡大であった。

①については、本県稲作農家の強い要望であるが、新政府が平成22年度から導入を目指している戸別所得補償制度が将来にわたって意欲と誇りを持って農業経営に取り組めるような制度として実施されるよう、関係機関と連携を図り粘り強い運動を展開していかなければならない。

②については、産地づくり交付金の増額についての要請であったが、不作付け田で一部減額になったものの、別に水田等有効活用促進対策が措置され、さらには、21年度の補正予算で需要即応型水田農業確立推進事業が措置された。

今後、産地確立交付金に代わって検討されている水田利活用自給力向上対策については、主食用米並みの所得確保の点から必要であるため、予算確保運動を展開していく必要がある。

③については、棚上げ備蓄方式など生産調整実施者がメリット享受出来るよう継続的に要望していかなければならない。

④については、21年度予算で水田等有効活用促進対策494億円が措置され、米粉用米・飼料用米については10アール当たり55千円が助成されることとなった。

さらに平成21年度補正予算では、需要即応型生産流通体制緊急整備事業1,168億円が措置され10アール当たり25千円が新規に上乗せして助成されることとなった。

なお、平成22年度予算の概算要求では、これまでの水田フル活用対策関連事業を廃止し、10アール当たり80千円が計上されている。

## (3) 食の安全・安心の確立

要請内容は、①食の安全管理体制の強化 ②食の原産地表示制度の拡大であった。

①については、消費者が食の安全・安心を担保する観点から、食の安全管理体制の強化については引き続き要請していく必要がある。

②については、輸入農畜産物については、すべて原産地表示が義務づけられているものの、加工食品については一部にとどまっており、その拡大に向けて継続的に要請していく必要がある。

#### (4) WTO 農業交渉、EPA・FTA交渉対策

要請内容は、①WTO農業交渉対策②EPA・FTA交渉対策であった。

WTO農業交渉については、定例の閣僚会議を本年11月30日～12月2日にジュネーブで開催することが決定されている。

ラミー事務局長より、本閣僚会議はドーハーラウンド交渉とは切り離されるとの発言があった。

多様な農業の共存を基本理念とする、我が国の提案の実現が強く望まれる。

日豪EPA交渉は、第10回会合が、11月後半に東京で開催が予定されており、早期の協定締結が望まれる。

## 2. 議案第2号 「秩序ある農地制度・政策の確立」に関する要請

### (1) 秩序ある農地制度の確立

要請内容は、①農地の権利移動規制の堅持 ②農地転用制度の厳格化 ③農地情報の適正管理であった。

平成の農地改革と称される改正農地法が、本年6月24日に公布され12月23日までの施行が確実となった。

今後は改正農地法等の適正な運用が重要となっており、秩序ある農地制度の確立を図るためにも、農業委員会の体制強化に向けた予算の確保が必要である。

### (2) 農地の有効利用・面的集積対策

要請内容は、①耕作放棄地復元への支援 ②面的集積活動への支援 ③面的集積組織における農業委員会の役割の明確化であった。

①については、平成21年度において耕作放棄地等再生利用緊急対策で230億円が措置され、再生利用活動には10アール当たり25千円～50千円の支援が受けられることとなった。なお、秋田県並びに全市町村

に耕作放棄地対策協議会が設立され、耕作放棄地再生利用推進交付金を活用した、耕作放棄地対策に取り組んでいる。

②については、21年度補正予算で措置された農地集積加速化事業が、新政府による見直しで、予算の返納という扱いになった。

今後は、農地の確保や面的集積に向けて農地確保・利用支援事業の活用が期待されるところである。

③については、改正農業経営基盤強化促進法で、新設された農地利用集積円滑化事業について、農業委員会は実施主体とはなれないが、事業への積極的な取組が求められている。

### (3) 農業委員会の必置規制の堅持

要請内容は、①農業委員会の必置規制の堅持 ②農業委員会交付金制度の継続措置であった。

10月に提出された、地方分権改革推進委員会の第3次勧告では、農業委員会の全国画一的な設置義務付けの見直しが求められているが、改正農地法の施行に伴い、農業委員会制度の果たす役割の重要性を広く訴えるとともに、その体制・機能の充実強化に向けて、継続的な要請活動を展開することが重要である。